

# 保護者の皆様へ

平成28年10月1日より

## 自転車保険の加入義務！

日常生活での賠償保険等の種類

自転車保険の種類	保険の概要
個人賠償責任保険	自転車事故に備えた保険
自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済	全労済、県民共済など
団体保険	
会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
P T Aの保険	P T Aや学校が窓口の保険
T Sマーク付帯保険	自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

自転車事故の損害を補償する保険に加入しましょう。

## 交通事故の約15%が自転車事故、 自転車安全利用五則を守りましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 13歳未満の子どもや交通量が多く車道を通ると危険な場合等は歩道を通行できます。
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並走の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

## 滋賀県自転車の 安全で適正な利用の 促進に関する条例

平成28年2月26日施行

自転車  
損害賠償保険  
の加入義務  
(平成28年10月1日施行)

自転車の点検  
整備および  
防犯対策  
(防犯登録、施錠)

幼児・児童・  
生徒・高齢者の  
ヘルメット着用

自転車を  
利用した  
観光の推進

自転車道路  
環境の整備



滋賀県  
イメージキャラクター  
キャップフィー

# 自転車を安全に 利用するために!!

身につけよう!  
安全な乗り方

自転車も車の仲間だよ!  
交通ルールを守ってね!



滋賀県イメージキャラクター「キャップフィー」

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号  
TEL:077-528-3682 FAX:077-528-4837



# 自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！



**1** 歩道は歩行者優先。歩いている人に道をゆずろう。

**2** ヘルメットをかぶろう。

**3** 交差点では信号を守ろう。必ず安全確認をしよう。

歩行者優先の歩道は、自転車が通るべき場所ではない。



**どうしてかな？** 歩道はもともと歩く人のための道。歩いている人にぶつかったり、じゃまになってはいけなからだね。

**どうしてかな？** 転んだときやぶつかったときに、ヘルメットは頭を保護してくれるから、大けがを防げるんだよ。忘れずにかぶろうね。



**どうしてかな？** 信号を守らないと事故をおこすよ。事故をおこすと、自分がけがをするばかりでなく、ほかの人にもけがをさせてしまうからだね。



**4** 夜は必ずライトをつけよう。

**5** 二人乗りは禁止。並んで走るのも禁止。

**6** 中学生になったら原則として「車道通行」。(13歳以上)

**どうしてかな？** 前が見えなくて自分が危険だし、車やほかの人からあなたの自転車が見えなくて危険。大きな事故になりやすいんだよ。



**どうしてかな？** 二人乗りだとバランスをくずして転んだり、ほかの人にぶつかったりするよ。並んで走るのも、ほかの人がめいわくをするし、おしゃべりに夢中になって、事故をおこしやすいからだよ。

**どうしてかな？** 自転車は車の一種なんだ。だから、中学生になったら、原則として車道の左端を走ることになるんだよ。

